

令和3年度B & G財団補助事業



B & G財団の「防災拠点の設置および災害時相互支援体制構築」事業により町内外での発災に備えて、ダンプ、油圧ショベル、防災倉庫などを配備し、職員へ重機の操作訓練を実施しました。



首都圏氾濫区域堤防強化対策

令和2年度から国が整備を進めてきた川妻地先J R東北新幹線橋梁部分において、堤防の腹付け盛土、嵩上げ及び天端舗装工事が完了しました。



施工前 川裏（町内側）腹付け盛土完了後



施工前 嵩上げ及び天端舗装完了後

引き続き国土交通省利根川上流河川事務所において、上下流における堤防嵩上げ及び腹付け盛土が行われる予定です。

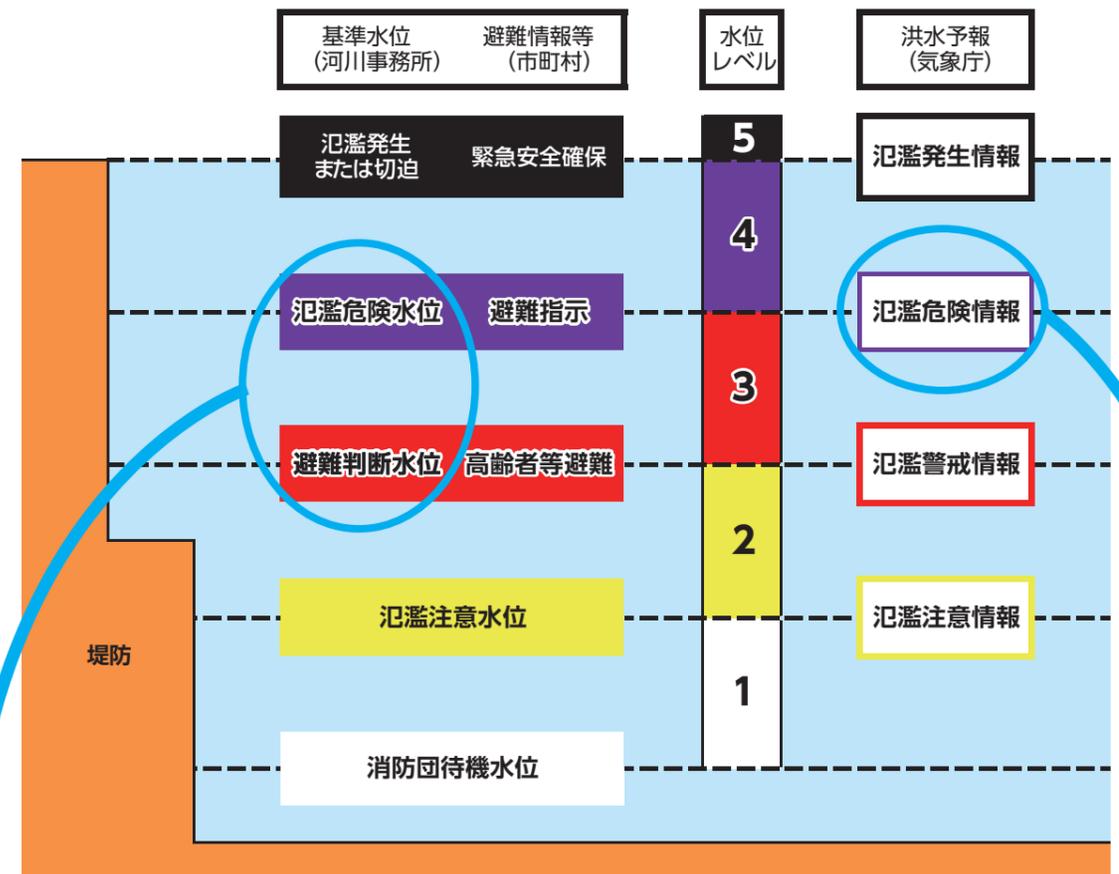
(資料等提供 利根川上流河川事務所)

基準水位及び氾濫危険情報の発令

基準水位とは、河川の水位を5段階に分けたもので、水位レベルは市町村から発令される「避難情報等」や、住民がとるべき防災行動と連携しています。

基準水位及び氾濫危険情報の発令基準に変更がありましたのでお知らせします。

変更がありました



- これまで
水位がレベル4に達したときに氾濫危険情報を発表
- 令和4年6月13日から
水位がレベル4に達したとき、または水位が急激に上昇し、3時間以内に、**氾濫危険水位**に到達する見通しとなった場合は、予測に基づいて**氾濫危険情報**を発表

○基準水位が変更になりました

	利根川 栗橋基準水位観測所	江戸川 西関宿基準水位観測所
レベル4 氾濫危険水位	8.80m → 9.20m	8.70m → 8.90m
レベル3 避難判断水位	6.90m → 7.60m	7.90m → 8.10m

水害から町を守る水防団

○水防団とは

局地的な大雨や集中豪雨等の影響により、河川が急激に増水すると、堤防の越水や決壊といった水害リスクが高まります。水防団は、水害に備えるための水防活動（水防工法や地域住民の誘導、声掛け等）を行うことで、水害リスクを軽減し、人命の保護に当たることが目的に組織されており、これを五霞町では水防団が担っています。

○水防団の貢献

令和元年台風19号による大雨は、河川の急激な増水をもたらした。最終的には当時の氾濫危険水位を超える高さまで水位が上昇しました。

水位の上昇が見込まれた際、深夜にもかかわらず、延べ98人もの水防団員が水防活動を行うために招集され、自衛隊、消防署と共同で土のうを準備し、重要水防箇所へ百数十メートルにも及ぶ積み土のう工を実施し、堤防の越水対策を行いました。

○水防の訓練

水防団は、水害という脅威に備えて、毎年、水防に必要な知識と技術を身に付けるための訓練を行っています。

五霞町水防団(水防団)への支援のお願い

水防団の運営を地域で支えていただくための機会を拡充するため、次のとおり消防協力金募金箱を設置します。水防団の活動維持にご協力ご賛同いただける方は、ぜひ募金を通じてご支援くださいますようお願いいたします。

○設置場所

- ・五霞町役場
- ・五霞町中央公民館
- ・道の駅(こか)

○設置期間

7月1日(金)～7月31日(日)

